

岩労発基 0615 第 3 号
令和 8 年 6 月 1 5 日

(別記) 関係機関・団体 各位

岩手労働局長



「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と
保険者の連携・協力事項について」の一部改正について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「今後の労働安全衛生対策について（建議）」（令和 7 年 1 月 17 日労審発第 1650 号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 89 号）等を踏まえ、「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和 2 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 5 号・保発 1223 第 1 号。以下「通知」という。）別紙について、新旧対照表のとおり改正されましたので、その趣旨を御理解の上、引き続き、事業者と保険者とが緊密に連携して労働者の健康管理等にお取り組みいただくとともに、貴下会員その他関係機関等に周知いただくよう、お願い申し上げます。

なお、改正後の通知の別紙は別添のとおりです。